

# 平塚市生物多様性保全アクションプラン 概要版

## 1 目的

【本文P6】

本市では、西部丘陵、河川、水辺、海浜等に多様な生物が生息する豊かな自然環境が残されていますが、農地、屋敷林の減少や宅地等の開発による緑の減少に伴いさまざまな生きものへの影響が危惧されています。

このため、かながわ生物多様性計画及び平塚市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が生物多様性の豊かさを後世に残していくために取るべき行動を示す「平塚市生物多様性保全アクションプラン」を策定することとしました。

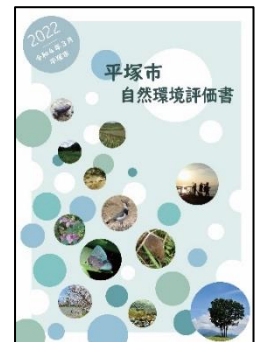
## 2 経緯

【本文P6】

本プラン策定の基礎資料とするため、市民団体等で構成された「ひらつか生物多様性推進協議会」との協働事業として、令和元年度から令和3年度に市内西部エリアを中心に生息・生育する動植物の状況を調査し、その結果をまとめた「平塚市自然環境評価書」を令和4年3月に発行しました。

これらの結果で、明らかになった本市の生物多様性の現状から貴重な地域の自然環境を持続的に守り、活用するための施策を本プランにより示します。

陸域調査		水域調査	
番号	調査エリア	番号	調査エリア
①	上吉沢地区	⑧	金目川地区
②	土屋霊園周辺	⑨	相模川（寒川取水堰周辺）
③	愛宕裏地区	⑩	相模川（馬入水辺の楽校周辺）
④	びわ青少年の家周辺	⑪	海岸地区
⑤	土屋里山体験フィールド周辺	その他オプション調査地点あり	
⑥	高麗山公園地区		
⑦	総合公園		



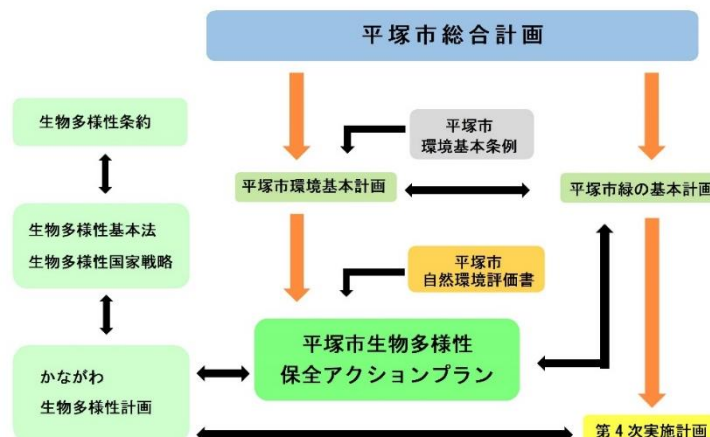
自然環境評価書

調査エリア一覧

## 3 位置付け

【本文P7】

本プランは、本市の最上位計画である平塚市総合計画の環境分野を具体化する平塚市環境基本計画の生物多様性に関する部門計画です。生物多様性の保全を図るうえで、平塚市緑の基本計画などの関連計画と整合・連携を図ります。



## 4 計画期間

【本文P7】

本プランの計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間とします。  
なお、取り組み内容の達成状況などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## 5 めざすべき将来像

【本文P32】

### 「生きものの命をつないでいくまち ひらつか」

自然豊かで暮らしやすいまちにするためには、そこに住む人々が日常生活の中で、生物多様性への配慮を忘れないことが大切です。そして、さまざまな生きものの生息環境やそこから得られる恵みを将来へつなげていけるように、その想いを込めました。

## 6 基本方針

【本文P33】

めざすべき将来像の実現に向けて、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。本プランに位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めていきます。

【めざすべき将来像】

基本方針1：豊かな自然環境の保全

基本方針2：生物多様性に配慮した生態系管理の推進

基本方針3：自然とのふれあいの機会の拡充

### 基本方針1：豊かな自然環境の保全



地域ごとの自然環境の特性をいかしながら、生物多様性に配慮した保全を推進し、次世代につなぎます。河川や海岸の水辺空間の保全を進め、多様な生きものを育む環境を整えるほか、公園や緑地の整備などにおける生物多様性に配慮した緑化や、家庭など身近で取り組める生物多様性に関する取り組みを充実させます。

### 基本方針2：生物多様性に配慮した生態系管理の推進



里山や河川、海岸などの自然環境の特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した管理を行います。野生生物の適正な管理、外来種対策など、人と生きものが共生していくための取り組みを推進します。

### 基本方針3：自然とのふれあいの機会の拡充



将来にわたって自然からの恵みを楽しむことができるよう、自然とのふれあいの場の創出や自然環境学習の充実を図り、次世代を担う子どもたちの育成や保全活動を担う人づくりを、市民団体や事業者等との協力や協働により進めます。

## 7 取り組み内容

【本文P36】

基本方針に基づき、以下の取り組みを実施します。

生物多様性を保全する取り組みは、市民・事業者・行政の3者が実施主体となり、それぞれの役割を担う必要があります。各取り組みには、実施主体ごとの取るべき行動を示しています。

生きものの命をつないでいくまち ひらつか

基本方針	取り組み
1. 豊かな自然環境の保全	<b>①ひらつかの自然 重要10地区の保全★</b> 市内に残る自然環境の中でも、自然環境調査を実施した10地区は特に重要な環境であるため、生物多様性に配慮した行動を推進します。
	<b>②生態系ネットワークの形成・推進</b> 生きものが一つの環境で孤立しないために、それぞれの生息地をつなげる水と緑のネットワーク化を進めます。
2. 生物多様性に配慮した生態系管理の推進	<b>③自然環境アドバイザー制度の創設★</b> 開発事業や生態系管理などについて、専門的な知見や経験に基づく助言を行うアドバイザーを派遣します。
	<b>④外来種・有害鳥獣対策の推進</b> 外来種の見分け方や駆除の方法等の正しい情報を発信し、身近な外来種対策を推進します。併せて有害鳥獣対策に取り組みます。
	<b>⑤生物多様性に配慮した管理の推進</b> 市の管理地や里山の樹林、草地などにおいて、希少な生きものの生息・生育環境の保全等、生物多様性に配慮した管理を推進します。
3. 自然とのふれあいの機会の拡充	<b>⑥普及啓発と活動拠点の整備の推進★</b> ひらつかの自然 重要10地区付近の公民館などに生物多様性の関連書籍やハイキングマップなどを配置し、活動拠点づくりを進めます。
	<b>⑦自然環境調査の定期的な実施と人材育成★</b> 市内の生物多様性の状況を把握するため、定期的に自然環境調査を実施します。また、調査や保全を担う人材育成を進めます。
	<b>⑧生物多様性の情報収集・発信と活動の推進</b> 手軽に利用できるリーフレットの作成やウェブサイトでの情報発信等により、生物多様性に関する情報を発信します。
	<b>⑨環境学習機会の拡充</b> 自然観察会などの参加型イベントを通じて、生物多様性の正しい知識の普及啓発を推進し、さまざまな主体向けの環境教育などを進めます。

## 8 リーディングプロジェクト

【本文P36】

「7 取り組み内容」の表中、★印のついた取り組みは、本プラン全体の先頭に立つ、誘導的なプロジェクトとして位置付けます。

### 取り組み1-① ひらつかの自然 重要10地区の保全

市内に残る自然環境の中でも、自然環境調査を実施した、里地里山の環境が残されている6地区、市内の主要な河川の3地区、特徴的な環境タイプが見られる海岸地区の計10地区は、特に生きものの生育・生息環境としても重要であることから、地域ごとの自然環境の特性をいかにしながら生物多様性に配慮した行動を推進します。

市民生活のために市が実施する事業においても、生物多様性への配慮に取り組みます。さらに、民間の開発行為などに対して、生物多様性に配慮した事業を行うよう助言を行います。



### 取り組み2-③ 自然環境アドバイザー制度の創設

自然環境の保全を推進するためには、専門的な知見や豊かな経験に基づく助言が不可欠です。ひらつか生物多様性推進協議会のメンバーや動植物に詳しい専門家などに自然環境アドバイザー制度への協力を依頼し、開発事業や生態系管理などについて、助言を得ることで生物多様性に配慮した開発や保全管理を推進します。アドバイザーの活動状況は市ウェブサイト等でお知らせします。

### 取り組み3-⑥ 普及啓発と活動拠点の整備の推進

ひらつかの自然 重要10地区付近の公民館などに、自然環境評価の調査結果や散策路(ハイキング)マップ、生物多様性の関連書籍などを配置し、保全活動団体や環境教育等の拠点として利用できるよう取り組みます。

### 取り組み3-⑦ 自然環境調査の定期的な実施と人材育成

自然環境調査を定期的な実施することにより、平塚市の生物多様性の状況を把握し、保全や管理に役立てます。また、調査や里山管理などに携わる人材の養成講座(入門・中級編など)を開催し、生物多様性の調査や保全を担う人材の育成を進めます。

## 9 推進体制

【本文P48】

本プランがめざすべき将来像である『生きものの命をつないでいくまち ひらつか』を実現するため、「市民」、「事業者」などが参画し、それぞれの得意分野をいかして情報交換や情報発信できるネットワークを構築します。

本プランの進捗状況については、「平塚市環境審議会」や「ひらつか生物多様性推進協議会」等に報告することで、さまざまな観点を踏まえたプランの推進を図り、進捗状況や関係機関への報告状況については、随時取りまとめ、公表いたします。

本プランは、生物多様性国家戦略及びかながわ生物多様性計画の見直しとの整合性をとりつつ、概ね5年に1回程度を目途に見直しを行います。

平塚市環境部環境保全課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1 電話 0463-23-9969 F A X 0463-21-9603

ホームページ <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>